

## 第2弾あきた省エネ家電購入応援キャンペーン利用規約

2024年2月26日 施行

### (総則)

- 第1条 本規約は、秋田県（以下「県」といいます。）が、秋田県家庭の省エネ促進物価高騰支援事業業務委託（以下「事業」といいます。）において実施する「第2弾あきた省エネ家電購入応援キャンペーン」（以下「本キャンペーン」といいます。）に関し、商品券及びポイントの交付申請時に遵守すべき事項や交付要件等を定めることを目的とするものです。
- 2 本キャンペーンに係る商品券及びポイントの交付申請は、本規約を必ずお読みいただいた上で行うものとし、申請を行った場合は本規約に同意したものとみなします。

### (定義)

第2条 本規約における用語の定義は、次のとおりです。

- (1)委託事業者とは、本キャンペーンの運営業務を県から受託した株式会社JTB秋田支店をいいます。
- (2)事務局とは、本キャンペーンの運営を目的として委託事業者が設置する事務局をいいます。
- (3)商品券とは、本キャンペーンにおいて対象者が交付を受けることができる商品券をいいます。
- (4)ポイントとは、本キャンペーンにおいて対象者が交付を受けることができる「giftee Box select」のポイントをいいます。
- (5)商品券等とは、商品券及びポイントをいいます。
- (6)対象店舗とは、本キャンペーンにおける購入対象店舗となることを申請し、事務局が登録・承認した家電を販売する事業所をいいます（EC店舗は含まない）。
- (7)申請チケットとは、本キャンペーンにおいて、対象製品（第4条に定める家電製品をいいます。以下同じ。）を購入時に対象店舗から交付される申請コードが記載されたチケットをいいます。
- (8)申請者とは、秋田県内の自らが居住する住宅へ対象店舗で購入した対象製品を設置し、交付申請を行う者をいいます。

### (事業の概要)

第3条 本キャンペーンは、本規約に定めるところにより、秋田県内に居住する個人が、次項第1号に掲げる期間中に対象店舗において対象製品を購入し、同項第2号に掲げる期間中に商品券等の交付申請を行った場合に、商品券等を受け取ることができるものです。

2 本キャンペーンの実施期間は、次に掲げるとおりとします。

- (1)購入対象期間（対象店舗で対象製品を購入した場合に、申請チケットを受け取ることのできる期間をいいます。）

2024年2月26日から2024年12月27日まで

- (2)商品券等交付申請受付期間

2024年2月26日から2024年12月27日まで

- (3)商品券等交付期間

2024年2月26日から2025年2月28日まで

3 前項に掲げる期間は、商品券等の交付累計額が県の予算上限に達した場合等は変更する場合があります。

### (対象製品及び商品券等の交付額)

第4条 本キャンペーンにおいて商品券等交付の対象となる家電製品は、下表の要件を満たすエアコン及び電気冷蔵庫のうち、資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト(<https://seihinjyoho.go.jp/>)」に掲載があるものに限ります。また、商品券等の交付額は、対象製品1台につき本体購入額に補助率を乗じた額とし、補助率及び上限額は下表に記載のとおりです。なお、本体購入額は、税抜価格であり、取付費・撤去費・配送費・店舗独自のポイント割引額等を除くものとし、対象店舗での割引があった場合は、割引後の額を算定対象とします。

(1)対象製品に対する助成				
対象製品	対象基準	補助率 (千円未満切捨)	上限額	
			複数台購入の場合	
エアコン	星2以上3未満	15%	15,000円	100,000円
	星3以上	20%	20,000円	
冷蔵庫	星2以上3.5未満	15%	15,000円	
	星3.5以上	20%	20,000円	
(2)地域協力店利用に対する助成				
地域協力店で対象製品を購入した世帯(※)			5,000円	

※購入台数ごとの助成ではなく、世帯に対する助成になります。

#### (商品券等の種類)

第5条 本キャンペーンにおいて交付を受けることのできる商品券等の種類は、次に掲げるものとします。なお、交付された商品券等については、対象となる商品券等の運営者が定める利用規約等の規定が適用されます。

##### ①商品券

JTBナイスギフト(商品券)

##### ②ポイント

giftee Box select (利用可能な商品は以下のURLにて詳細を確認ください。)

<https://giftee.biz/consumer/gifteebox/about/>

#### (商品券等の交付申請及び交付)

第6条 申請者は、本規約の内容を十分に確認し、同意した上で本キャンペーンに係る商品券等の交付申請を行うものとします。

2 本キャンペーンに係る商品券等の交付申請及び交付は、以下の手順により行うものとします。

(1)購入対象期間中に対象店舗において対象製品を購入し、申請チケットの交付を受けます。

(2)交付申請書又は本キャンペーン専用サイト(以下「専用サイト」といいます。)に掲載する申請フォームにより、事務局に申請します。なお、以下の証拠書類の写し又は画像を添付してください。

①対象製品の購入に係る支払書類(購入製品型番や本体価格の内訳が分かる請求書、領収書、レシート等)

②メーカー保証書

③対象製品の設置に係る書類(設置した製品型番や設置した所在地が分かる取付工事注文書又は配送注文書)又は別途定める誓約書(申請者及び対象店舗の担当者の両名が記名したもの)

④対象製品の設置状況が分かる写真又は画像

(3)事務局は、前号による申請を受け付けたときは、申請内容を審査し、当該申請が商品券等の交付要件を充足すると認められる場合は、申請者に対して商品券等を交付するものとします。なお、事務局は、申請内容の審査の過程において、電子メール又は電話・郵送の方法により申請者に対して問合せを行う場合があります。

(4)商品券等の交付の方法は、申請者が選択した商品券等の種別により次のとおりとします。

①商品券を選択した場合

- ・申請者に対し、商品券を郵送（書留等）により送付するものとします。
- ・送付された商品券を、不在等の理由により受領できなかった場合、申請者は速やかに再配達依頼等の対応を行うものとし、郵便局の保管期限経過後に事務局に商品券が返却された場合、商品券等の受取の権利が失効することがあります。なお、この場合に県及び委託事業者は商品券に係る権利を保障するいかなる責任も負いません。

②ポイントを選択した場合

- ・申請者に対し、ポイントを取得するためのURLを記載した電子メールを送付するものとします。
- ・申請者は、当該URLによりアクセスできるインターネットサイト上において、ポイントの引換を行うものとします。
- ・ポイントの引換は付与から6か月以内に行うものとし、期限を過ぎた場合は、権利を失効します。なお、この場合に県及び委託事業者はポイント引換の権利を補償するいかなる責任も負いません。

※以下、「giftee Box select」利用の注意点

- ・ラインナップの中から好きな商品と交換できる、giftee Box Select【○○（付与ポイント数を記載）】ポイントを付与します。
- ・ラインナップおよび交換に必要なポイントは付与されたgiftee Box Selectにより異なり、変更になる場合がございます。またgiftee Box Select内のポイント交換レートは商品により異なります。記載された必要ポイント数をよくご確認の上、商品と交換ください。
- ・ラインナップは随時変更となる場合がございます。・ポイントの利用には期限がございます。ホーム画面に表示された期限までにお好きな商品と交換してください。
- ・期限終了後、ポイント残高は失効します。ポイントの払い戻しはお受けしていません。
- ・ポイントの追加チャージはできません。
- ・商品交換後の商品の変更・キャンセルはできません。

3 申請者は、やむを得ない事情を除き、当該申請の取下げ及び申請に係る情報の変更等を行うことはできないものとします。なお、申請の取下げ又は申請に係る情報の変更等を行う必要がある場合、事務局に対応を相談するものとします。

4 申請者は、申請者情報（住所、電話番号、メールアドレス等）に変更が生じた場合、変更事項について事務局に速やかに連絡するものとします。事務局に連絡がない場合、商品券等の交付が無効となる場合があります。なお、この場合、県及び委託事業者は商品券等に係る権利を補償するいかなる責任も負いません。

5 商品券を郵送する際等に生じる、あらゆる送付物の遅延、紛失、損害などのすべての事故について、県又は事務局に故意又は重過失がある場合を除き、県及び委託事業者は一切の責任を負いません。

6 商品券等の交付申請に係る通信料及び郵送料は、申請者の負担とします。

（商品券等交付申請の受付ができない場合）

第7条 次の各号に掲げる場合には、前条による商品券等の交付申請を受け付けることができません。

(1)システム障害、点検、保守作業等のやむを得ない理由により、申請受付を停止している場合

(2)本キャンペーンに係る商品券等の交付累計額が、県の予算上限に達した場合

(3)第3条第1項及び第4条に規定する要件を満たさないと判断される場合

(4)第6条第2項に掲げる申請に必要な情報、書類等が不足している場合

2 前項により申請者の申請を受け付けることができなかつたことにより損害が生じた場合でも、県又は委託事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、県及び委託事業者は一切の責任を負いません。

(商品券等の交付ができない場合)

第8条 次の各号に掲げる場合には、商品券等の交付申請があつても、商品券等の交付を行わないものとします。

(1)前条第1項に掲げる交付申請の受付ができない場合に該当するとき。

(2)申請チケットの使用等に不正が認められたとき。

(3)第6条第1項の交付申請に係る対象製品の返品があつたこと、取引が無効となつたことについて、対象店舗から報告があつたとき。

(4)本規約に違反していると県は事務局が判断したとき。

2 前項により申請者に対して商品券等の交付を行わない場合であっても、これにより生じた損害について、県又は委託事業者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、県及び委託事業者は一切の責任を負わないものとします。

(禁止事項)

第9条 申請者は次の各号に掲げる行為を行つてはならないものとし、これらの行為が判明した場合には、次条に掲げる商品券等交付の取消、はく奪及び損害額の請求を行うことがあります。

(1)申請チケットを第三者に譲渡又は販売すること。

(2)本キャンペーンに係る商品券等の交付を受けた後、有償、無償の別を問わず営利を目的として当該商品券等の交付に係る対象製品を第三者に転売、譲渡等すること。

(商品券等交付の取消、はく奪及び損害額の請求)

第10条 県及び事務局は、申請者が本規約に違反する行為その他の不正行為を行つた場合又はその疑いがあると判断した場合は、当該申請者に対する何らの通知を行うことなく、当該申請者に対する商品券等の交付を取り消すものとし、当該商品券等が既に交付され、消費されている等により、商品券等の交付取消の効果がない場合にあっては、県に生じた損害額に相当する金額を申請者に対して請求することがあります。

(調査)

第11条 県又は事務局は、申請者が第9条に規定する禁止事項を行つていることその他本規約に違反することが疑われる場合にあっては、対象製品の設置状況等に関する調査を行うことがあります。その場合において、申請者は、県又は事務局の調査の実施に協力しなければならないものとします。

(誓約事項)

第12条 申請者は、商品券等の交付申請に当たり、次の各号に掲げる事項について誓約するものとします。

(1)商品券等の交付申請に当たり、虚偽の内容を入力又は記載しないこと。

(2)商品券等の交付申請に当たり必要となる証拠書類について、不正に作製、複製、改ざんを行わないこと。

(3)本キャンペーンに係る商品券等の交付申請を行うに当たっては、本キャンペーンの実施に関連する法令、条例等を遵守すること。

(4)申請者は、秋田県暴力団排除条例（平成23年3月14日秋田県条例第29号）に規定する暴力団員若

しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5)その他本規約に記載される事項を遵守すること。

#### (事業の内容変更・終了)

第13条 本キャンペーンは、第3条第2項の規定によらず終了又は中止することや、内容を変更する場合があることを申請者はあらかじめ承認するものとします。なお、これらの場合、県又は事務局は、本キャンペーンが終了、中止又は内容変更される旨を県公式サイト及び本キャンペーン専用サイトへの掲載その他の県が適当と判断する方法により告知するものとします。

2 前項の終了、中止又は内容変更により生じた損害について、県又は委託事業者の責めに帰すべき事由によるものでない限り、県及び委託事業者は一切の責任を負わないものとします。

#### (規約の変更)

第14条 県は、本キャンペーンの対象期間中、必要に応じて、本キャンペーン及び本規約の内容を変更できるものとします。

2 前項の変更により生じた損害について、県又は委託事業者の責めに帰すべき事由によるものでない限り、県及び委託事業者は一切の責任を負わないものとします。

#### (事務局の責任等)

第15条 申請者が交付申請後に対象製品の返品を行った場合、事務局は申請者に対し、商品券等の返却（現金での返金）を求める場合があります。

2 事務局は、申請者又は事務局のいずれの責による場合でも、交付申請額と交付額等との間に齟齬のある場合は、交付された商品券等の額を適正な額に訂正する権利を有します。

#### (申請者の責任)

第16条 申請者は、自身の責任において本キャンペーンへ参加（対象製品の選定・購入、交付申請、商品券等の受領など、本キャンペーンに係る行為の一切をいいます。）するものとし、県、事務局、対象店舗の故意又は重過失によるものを除き、本キャンペーンへの参加に係る行為及びその結果について一切の責任を負うものとします。

#### (免責事項)

第17条 本キャンペーンの実施及び参加に関して申請者と対象店舗との間に生じる紛争、損害等については、県又は委託事業者の責めに帰すべき事由によるものでない限り、県及び委託事業者は一切の責任を負いません。

#### (通知)

第18条 本キャンペーンに関する県又は事務局から申請者への通知は、県公式サイト及び本キャンペーン専用サイトへの掲載その他の県が適当と判断する方法により行うものとします。

2 前項の通知が不着であったことにより生じた損害について、県又は事務局に故意又は重過失がある場合を除き、県及び委託事業者は一切の責任を負いません。

#### (告知内容の改定)

第19条 県公式サイト又は本キャンペーン専用サイトに掲載される最新の内容は、当該内容掲載時点より前に発出

された全ての告知内容に優先するものとします。

(個人情報の取扱い)

- 第20条 申請者は、本キャンペーンに係る商品券等の交付手続に必要な個人情報（住所、氏名、電話番号、メールアドレス）を県及び委託事業者、事務局に提供することに同意するものとします。
- 2 県及び委託事業者、事務局は、本キャンペーンの実施に当たり取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律に従い適切に取り扱います。
- 3 県は、本キャンペーンを通じて取得した情報を本キャンペーンが終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存し、本キャンペーンの遂行に必要な範囲内で利用するものとし、申請者はこれに同意するものとします。
- 4 購入した対象製品を返品する場合は、購入した対象店舗から事務局に対し、返品に係る情報とともに、当該購入者に係る第1号の個人情報を提供することがあります。
- 5 委託事業者は、本キャンペーンの運営に係る業務の一部を再委託することがあります。この場合において委託事業者は、第1号の個人情報を当該再委託先に提供することがあります。当該再委託先事業者は、提供を受けた個人情報について、個人情報の保護に関する法律に従い適切に取り扱います。
- 6 県は、本キャンペーンを通じて取得した情報について、個人を特定できない形での統計的な情報として公表することがあります。

(準拠法)

第21条 本規約に関する準拠法は、日本法とします。

(専属的合意管轄裁判所)

第22条 申請者は、本キャンペーンの実施に関連して生じる申請者と県との間に紛争が生じた場合の専属的合意管轄裁判所とは、秋田地方裁判所とします。

(問合せ先)

第23条 県及び事務局は、申請者による本キャンペーンに関する質問等については、本キャンペーンの事務局・コールセンターで受け付けるものとします。

【申請者用コールセンター】

(電話番号) 018-803-6863

(開設期間) 2024年3月1日から2025年1月31日まで

(受付時間) 2024年3月1日から2024年4月30日まで

午前10時から午後7時まで(毎日)

2024年5月1日から2025年1月31日まで

午前10時から午後7時まで(土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日))

【事務局】

(電話番号) 018-838-7661

(開設期間) 2024年2月26日から2025年2月28日まで

(受付時間) 午前10時から午後7時まで(休業日:土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日))

以上